

4 市 民 部

広聴活動

1 「市民の声」

市民からの貴重な市政に関する要望・意見、苦情等を窓口、電話、電子メール等で聞き取りし、その意見等を担当課等へ回付し、担当課等から回答してもらうことで、よりよい市政運営の一助としている。

また、平成23年（2011年）から、広聴制度の充実を図るため、各課等に広聴担当者を配置するとともに、事務手続を見直すことにより、的確かつ迅速な対応に努めている。

そして、平成29年（2017年）から、「市民の声」をホームページ上で公表することにより、どのような要望等があるのかを市民に周知し、開かれた広聴制度としている。

令和3年度（2021年度） 3,596件

2 市民総務室の相談

令和3年度（2021年度）

相談種別	曜日・日時	相談内容	担当員	利用状況 (件)
市政相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	市政に関する意見や相談、 要望、苦情など	市職員	3,596
行政相談	木曜日 (13:00～15:00)	国の行政に関する意見や相談、 要望、苦情など	行政相談委員	65
法律相談	火・金曜日 (13:00～16:30)	相続・贈与問題、夫婦・男女問題、 不動産問題など	弁護士	1,677
登記相談	第1・3月曜日 (14:30～16:30)	相続・売買・贈与などの登記や 供託等	司法書士	93
測量相談	第3月曜日 (14:30～16:30)	新增築、分筆、測量など	土地家屋調査士	14
多重債務相談	第2・4木曜日 (13:00～16:00)	サラ金やクレジットなどでの 債務整理	司法書士（第2木） 弁護士（第4木）	49
			計	5,494

※上記以外の専門相談については、各担当室課で行っている。

3 市民意識調査

総合計画の進行管理や、同計画の基本計画見直しに向けての諸課題の分析など、市政運営の基礎資料として活用するとともに、快適で暮らしやすいまちづくりを促進するため、市民が何を考え、何を求めているかを把握し、市民のニーズを市政に反映することを目的として、昭和53年度（1978年度）から4年ごとに実施している。

令和4年度（2022年度）は、住まいや健康・医療、まちづくりについてなど、83項目にわたり市民2,000人を対象に調査を実施した。

4 市政モニタリング調査

市民参画のまちづくりのため、市民の意見を伺い、その声を市政に反映することを目的として、平成19年度（2007年度）からアンケート調査を行い、現在4年ごとに実施している。

令和2年度（2020年度）は、環境問題や窓口等での手続の効率化、文化・芸術活動についてなど、49項目にわたり市民2,000人を対象に調査を実施した。

5 総合案内（コンシェルジュ）

平成29年度（2017年度）から、従前からの庁舎案内（固定ブースによる案内）に加え、行政経験豊富な再任用職員等による総合案内を実施している。

令和3年度（2021年度） 34,945件

消費者行政

消費者行政は市民に直結した行政として消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、市民の消費生活の安全、安定及び向上を確保するため積極的に取り組み、次のとおり実施している。

1 消費生活相談

消費生活センターにおいて、消費生活相談（商品や役務に関する苦情処理など）を行い、消費者の利益の擁護及び市民の消費生活の安全確保に努めている。

2 消費者啓発

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 消費者啓発講座 | (2) 消費生活に関する情報の収集及び提供 |
| (3) 啓発パンフレット作成・配布 | (4) 地域派遣学習会 |

3 消費者安全確保

特殊詐欺被害防止のため、令和元年度（2019年度）まで、自動通話録音装置を希望する高齢者に無償で貸与した。

令和2年度（2020年度）には、防犯機能付電話等を購入した高齢者に購入金額の半額（上限5,000円）の補助を行った。

4 消費者活動の推進

消費者活動を効果的に推進するため、消費者団体に対して消費者活動推進補助金の交付等を行うほか、市民の利益の擁護・増進に関して、消費者団体と広く連携して一体的な活動を行っている。

5 消費生活センター

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安心、安全及び向上の確保に資することを目的に、昭和55年（1980年）から消費生活センターを設置している。

(1) 施設の概要

位 置 朝日町3番203号（吹田さんくす3番館2階）
延べ床面積 2階 65.78㎡

(2) 施設の利用状況

○令和元年度（2019年度）	消費生活相談件数	2,666件
○令和2年度（2020年度）	消費生活相談件数	2,932件
○令和3年度（2021年度）	消費生活相談件数	2,609件

(3) 主な業務・機能

ア 消費生活相談	イ 講座の開催（暮らしアップセミナー）
ウ 暮らしアップ情報の発行	エ 資料の提供
オ 啓発パネル展示	

6 計量事業

平成13年度（2001年度）から、計量法上の特定市として、取引や証明における適正な計量を確保するため、計量法に基づき市内事業所のはかり等の定期検査や大型はかり等の所在場所検査、ガソリンスタンドの立入検査、量目検査等の立入検査、計量展等の啓発事業を実施している。

情報公開

1 情報公開事業

(1) 目的と概要

公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって市民参加の開かれた行政を更に発展させることを目的とし、市政についての情報を提供する。

(2) 公文書公開請求の利用状況

(単位：件)

公文書公開決定等件数	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
全部公開件数	70	86	77
部分公開件数	166	98	123
非公開件数	6	12	14
文書不存在	14	54	89
存否応答拒否	2	2	1
取下げ件数	5	18	10
計	263	270	314

(3) 吹田市情報公開条例

市が管理する公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を進めるために、吹田市情報公開条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日より施行した。同条例は、市政に関する市民の知る権利を保障する昭和62年(1987年)施行の吹田市公文書公開条例を、より利用しやすい制度になるように全面的に改正したものである。

近年においては、平成30年(2018年)1月1日から、制度利用と費用負担のバランスを図るため、部分公開に係る文書に限り、101面目から1面につき5円の手数料を請求者に負担してもらうよう一部改正を行った。

(4) 情報の提供

市民のニーズを反映した情報を積極的に提供するため、行政資料閲覧コーナーを設け、情報の提供を行うとともに、オープンデータ化の推進に努めている。また、市発行の有料図書の販売も行っている。

2 個人情報保護事業

(1) 目的と概要

実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とし、自己情報の開示等を行う。

(2) 自己情報開示等請求の利用状況

(単位：件)

自己情報開示等決定等件数	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
全部開示件数	47	52	42
部分開示件数	51	36	34
非開示等件数	2	4	1
文書不存在	7	27	10
存否応答拒否	1	1	2
取下げ件数	0	3	3
計	108	123	92

(3) 吹田市個人情報保護条例

実施機関が保有する個人情報について、何人にも自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを規定し、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とし、吹田市個人情報保護条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日から施行した。

近年においては、平成28年(2016年)4月1日から、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求時の情報公開・個人情報保護審査会における取扱いについての一部改正を行った。

戸籍・住民登録

1 本籍数と本籍人口

(各年3月31日現在)

年 区 分	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
本 籍 数	104,764	105,648	106,597
本 籍 人 口	259,110	260,639	262,194

2 戸籍届出件数

(単位：件)

年 度	令和元(2019)			令和2(2020)			令和3(2021)		
区 分	本籍人	非本籍人	計	本籍人	非本籍人	計	本籍人	非本籍人	計
出 生	2,094	1,752	3,846	2,065	1,770	3,835	2,141	1,781	3,922
死 亡	2,089	1,750	3,839	2,183	1,846	4,029	2,366	2,030	4,396
婚 姻	3,033	663	3,696	2,592	576	3,168	2,748	617	3,365
離 婚	737	84	821	672	78	750	630	75	705
養 子 縁 組	202	18	220	161	23	184	148	22	170
養 子 離 縁	56	6	62	56	3	59	57	7	64
入 籍	539	48	587	546	44	590	414	29	443
転 籍	1,901	13	1,914	1,437	5	1,442	1,351	9	1,360
そ の 他	835	134	969	803	106	909	784	91	875
計	11,486	4,468	15,954	10,515	4,451	14,966	10,639	4,661	15,300

(注) 本籍人については、他市町村からの送付も含む

3 住民異動届取扱件数

(単位：件)

区分 \ 年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
転入届	17,228	16,521	15,940
転出届	15,224	14,284	14,489
転居届	6,058	6,411	6,055
その他	1,365	1,399	1,363
計	39,875	38,615	37,847

(注) 1 転入届件数には転出取消含む

2 転出届件数には国外移住届を含む

4 出張所の業務と取扱件数

(1) 業務内容

ア 戸籍に関する届出及び申請並びに謄抄本請求の受付に関すること

イ 住民基本台帳に関すること

ウ 課税・所得証明書などの交付に関すること

エ 国民健康保険等に関する届出及び申請等の受付に関する事項ほか

(2) 住民登録人口・世帯数

(各年3月31日現在)

年	令和2(2020)		令和3(2021)		令和4(2022)	
区分	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)
千里出張所	30,157	64,881	30,791	65,909	31,230	66,883
千里丘出張所	15,046	38,868	15,278	39,149	15,442	39,391
山田出張所	22,692	52,849	22,854	52,644	22,946	52,127

(3) 主な処理件数

ア 住民異動届出処理件数

(単位：件)

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
8,467	8,614	8,285

イ 証明書交付枚数

(単位：通)

区分	年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
戸籍		11,571	9,628	9,437
住民票の写し		54,687	53,859	48,676
印鑑登録証明書		34,296	33,348	28,054
諸証明		804	855	830
通知カードの再交付		121	—	—

(注) 無手数料分を含む

5 住民登録システム

住民記録事務の電算処理には、昭和56年(1981年)から取り組み、昭和61年(1986年)には住民票発行オンラインシステムを、昭和63年(1988年)には印鑑登録・外国人登録済証明発行オンラインシステムを稼働した。

その後、平成11年(1999年)には住民基本台帳ネットワークに、平成24年(2012年)には外国人住民の住民記録記載に対応した。

さらに、平成27年(2015年)10月に開始されたマイナンバー制度への対応が求められる中、全庁的な基幹系システム再構築計画が進められ、住民記録システムについては、平成27年(2015年)6月29日から新システムを利用している。

6 マイナンバーの付番とカードの交付

(1) マイナンバーの付番と通知カード

平成27年(2015年)10月5日、全市民を対象としてマイナンバーを付番し、平成27年(2015年)11月～12月に、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーの通知カードを作成し、全世帯へ郵送した。

(2) マイナンバーカードの交付

交付対象者 マイナンバーカードの申請をされた方

交付場所 高層棟1階マイナンバーカード交付会場

交付状況 (単位：件)

令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
13,786	50,767	57,244

7 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス

市民に身近な場所で便利な時間帯に証明書交付サービスを実施することにより、市民サービスの向上を図るため、コンビニエンスストアの多機能端末機（マルチコピー機）を利用し、マイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行うことにより、住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍全部（個人）事項証明書を交付する。

(1) 利用開始日

平成28年(2016年)1月25日 ※ただし、戸籍証明書は平成29年(2017年)2月27日から利用開始

(2) 利用店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール、平和堂、光洋、ココカラファイン（マルチコピー機のある店舗のみ）

(3) 利用時間

ア 住民票の写し、印鑑登録証明書

6時30分～23時 年末年始及びメンテナンス時期を除く

イ 戸籍全部（個人）事項証明書

9時～17時30分 土日祝、年末年始及びメンテナンス時期を除く

8 市民サービスコーナー

(1) 目的

住民票、印鑑登録のオンラインシステムを活用し、住民の身近な場所に証明発行のための市民サービスコーナーを設け、証明発行窓口の混雑緩和と市民サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

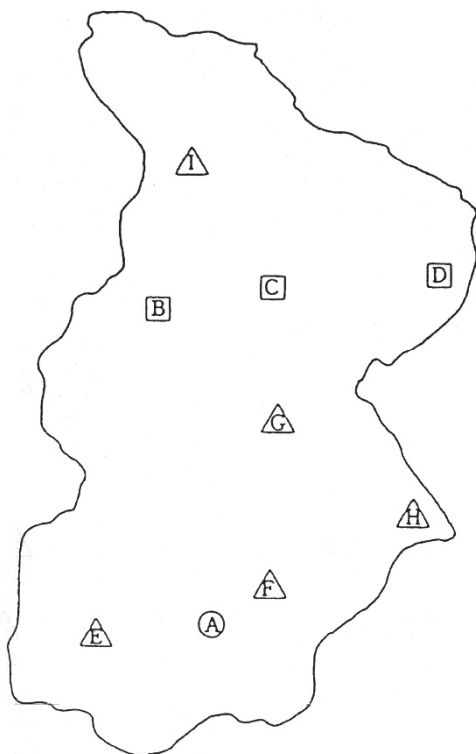
(3) 設置場所、業務時間及び開設年月日

名 称	業 務 時 間	開 設 年 月 日
さんくす市民サービスコーナー	※火曜・木曜 午前9時～午後5時	平成元年(1989年)12月1日
江坂市民サービスコーナー	※月曜、水曜、金曜 午前9時～午後5時	〃
原市民サービスコーナー	※火曜 午前9時～午後5時	〃
岸部市民サービスコーナー	※木曜 午前9時～午後5時	平成2年(1990年)6月1日
北千里市民サービスコーナー	※月曜・金曜 午前9時～午後5時	〃

※祝・休日を除く

※令和4年4月1日より各市民サービスコーナーの開所日を変更

出張所、市民サービスコーナーの配置



①	市 役 所	泉町1丁目3番40号
②	千里出張所	津雲台1丁目2番1号 (千里ニュータウンプラザ内)
③	山田出張所	山田西2丁目5番1号
④	千里丘出張所	千里丘上14番30号
⑤	江坂市民サービスコーナー	江坂町1丁目19番1号 (江坂公園内)
⑥	さんくす市民サービスコーナー	朝日町1番201号 (さんくす1番館2階)
⑦	原市民サービスコーナー	原町4丁目26番8号 (原町児童センター内)
⑧	岸部市民サービスコーナー	岸部南1丁目4番8号 (岸部市民センター内)
⑨	北千里市民サービスコーナー	古江台4丁目2番D2-303号 (ディオス北千里内)

9 パスポートセンター

(1) 目 的

本市で旅券申請の受理、旅券交付についてのサービスを実施することにより、市民サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

旅券申請の受理、旅券交付に関する事務及びこれらに付帯する業務。

(3) 開設日

平成30年（2018年）11月1日

(4) 設置場所

吹田市朝日町3番203号（吹田さんくす3番館2階）

(5) 業務時間

ア 申請 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分

イ 交付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

土曜日 午前9時～正午

※日曜日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)は休み

(6) 取扱い件数

（単位：件）

区分	年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
申 請		13,172	2,139	1,824
交 付		13,373	2,707	1,821

10 手 数 料

(1) 手数料収入

区分	年度	令和元(2019)		令和2(2020)		令和3(2021)	
		件 数	手 数 料 (円)	件 数	手 数 料 (円)	件 数	手 数 料 (円)
戸 籍 謄 ・ 抄 本 等 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)		74,473 (1,747)	28,924,900 (611,450)	66,153 (2,463)	24,972,500 (862,050)	54,797 (4,584)	26,072,250 (1,604,400)
住 民 票 の 写 し 等 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)		215,358 (11,831)	53,918,500 (2,366,200)	212,520 (19,651)	53,607,200 (3,930,200)	199,754 (33,625)	51,320,600 (6,725,000)
印 鑑 証 明 書 交 付 (うち証明書等自動交付サービスによる交付)		102,080 (9,277)	29,675,000 (1,855,400)	104,115 (13,990)	29,818,400 (2,798,000)	95,271 (21,528)	26,404,200 (4,305,600)
諸 証 明 交 付		5,987	1,542,300	5,250	1,563,000	5,637	1,683,600
通 知 カ ー ド 再 交 付		690	340,000	58	29,000		
個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付		280	219,200	475	378,300	184	143,200
計		398,868	114,619,900	388,571	110,368,400	355,643	105,623,850

（注1）件数には無手数料分を含む

（注2）件数、手数料ともにコンビニ交付時の確認試験分を除く

（注3）個人番号カード再交付は、令和3年9月1日に手数料条例より削除

(2) 各種手数料の1件当たり金額

(令和4年(2022年)4月1日現在)

手数料を徴収する事項	区 分	金 額 (円)
戸籍の謄本又は抄本の交付 (多機能端末機による交付の場合)	1通につき (1件につき)	450 (350)
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450
届出若しくは申請の受理の証明書の交付	1通につき	350
禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に関する証明又は破産者に関する証明	1件1項目につき	300
不在籍(住)に関する証明	1件につき	300
住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
住民票の写しの交付 (多機能端末機による交付の場合)	1件につき (1件につき)	300 (200)
印鑑に関する証明 (多機能端末機による交付の場合)	1件につき (1件につき)	300 (200)

国民年金

(1) 被保険者

ア 強制加入被保険者

(ア) 第1号被保険者 ————— 自営業者や学生、無職の人など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

(イ) 第2号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者

(ウ) 第3号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 任意加入被保険者

(ア) 60歳以上65歳未満の者 —— 受給資格期間(10年)に満たない人や満額(40年納付)の老齢基礎年金を受給できない人。ただし、昭和40年(1965年)4月1日以前に生まれた人で受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで延長して加入可能。

(イ) 在外邦人 —— 外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

被保険者の推移

(単位：人) (各年度末現在)

年 度	区 分	強 制 加 入 者		任 意 加 入 者
		第1号被保険者	第3号被保険者	
令和元(2019)		41,077	31,920	673
〃 2(2020)		41,797	31,463	698
〃 3(2021)		41,077	31,017	708

(注) 第2号被保険者の数は不明

(2) 保険料

定額保険料 月 1万6,590円 (令和4年度(2022年度))

付加保険料 月 400円

ただし、第2、第3号被保険者は除く。

保険料の免除・猶予

法 定 免 除	障がい基礎年金又は被用者年金各法に基づく障がいを支給事由とする1級又は2級の年金の給付を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出することにより免除される。
申 請 免 除	保険料を納めるのが困難な場合、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」若しくは「4分の1」の納付が免除される。
納 付 猶 予	50歳未満の人で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。 ※平成28年(2016年)6月以前は30歳未満が対象でした。
学 生 納 付 特 例	学生で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。

(3) 年金の種類

種 類		支 給 要 件		年 金 額
		時 期	受 給 資 格	
老 齢 基 礎 年 金		大正15年(1926年) 4月 2 日以降に生まれた人が65歳になったとき	国民年金と他の年金（配偶者の年金も含む）などを合計して原則として10年以上保険料を納めた人	加入可能年数を全て納付している人で 年777,800円
障 がい	障 がい 基 礎 年 金	国民年金に加入中に初診がある病気やけがが原因で障がいの状態になったとき	初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の人 （特例）令和8年(2026年)3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がないこと。ただし初診日に65歳未満であること。	1 級 972,250円 2 級 777,800円 子がある時の加算 1 人目 2 人目 223,800円 （1人につき） 3 人目以降 74,600円 （1人につき）
			〔 20歳前の障がいのとき 〕 は納付要件は不要であるが、本人の所得制限がある。	※子とは、18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子
遺 族	遺 族 基 礎 年 金	被保険者又は受給資格を満たした人が亡くなったとき	死亡月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の加入者の子のある配偶者又は子(特例) 令和8年(2026年)3月31日までに65歳未満で死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。	配偶者(又は子の祖母・姉) が受けるとき 子が1人のとき 1,001,600円 子が2人のとき 1,225,400円 3人目以降は1人につき74,600円を加算 子が受けるとき 1人のとき 777,800円 2人のとき 1,001,600円 3人目以降は1人につき74,600円を加算 ※子の定義は障がい基礎年金と同じ

種 類		支 給 要 件		年 金 額
		時 期	受 給 資 格	
遺 族	寡 婦 年 金	加入者が老齢の年金を受けずに死亡したとき	国民年金だけで、老齢の年金受給資格をもっており、何の年金も受けずに死亡した人の妻（ただし、妻が60歳から65歳まで）	夫が受けられるはずだった、老齢基礎年金の4分の3の額
死 亡 一 時 金		加入者がいずれの年金も受けずに死亡したとき	第1号被保険者として、3年以上保険料を納付した加入者と生計を同じくしていた遺族	保険料納付期間などにより120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納めたときは8,500円加算
老 齢 福 祉 年 金		明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた者が70歳になったとき	本人、配偶者、扶養義務者の所得が制限額以下及び公的年金が併給制限額以下である人	全額支給 398,500円 一部支給 313,000円

(4) 給付状況

(単位：件、千円)

種 類 \ 年 度 区 分		令和元(2019)		令和2(2020)		令和3(2021)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
老 齢	老 齢 年 金	680	353,445	581	304,427	493	254,190
	通算老齢年金	697	166,142	566	138,383	449	111,358
	老齢基礎年金	82,549	54,109,246	83,480	54,924,789	84,110	55,338,909
	老齢福祉年金	0	0	0	0	0	0
障がい	障がい年金	49	42,516	46	40,258	40	35,141
	障がい基礎年金(拠出)	2,163	1,834,714	2,260	1,918,118	2,328	1,973,552
	障がい基礎年金(20歳前)	2,437	2,144,987	2,512	2,213,903	2,575	2,265,340
	(注1)						
遺 族	遺族基礎年金	500	393,911	380	414,895	529	421,699
	寡 婦 年 金	13	5,135	13	5,132	12	4,716
計		89,088	59,050,096	89,838	59,959,905	90,536	60,404,905

(注1) 障がい基礎年金(20歳前)は、20歳前の障がい者及び旧障がい福祉年金からの移行者

(5) 本市独自の取組(啓発)

ア 来庁しない取組及び予約システムの導入

新型コロナウイルス感染症対策として、来庁しないで申請できる取組として、制度説明並びに申請書の記載説明動画をホームページで配信し、郵送による申請を進めた。あわせて、各種相談についても電話、メール、Zoomなどによる対応に取り組んだ。

また、直接来庁相談、申請書類の届出等をされる方に対して、事前予約制を導入した。相談時間は45分単位で1日に5枠。また、各種申請届出の来庁予約は、15分単位で1日32枠設けた。

事前予約制の導入により、自身の予定に併せて来庁でき、また、窓口混雑の緩和が図れるとともに、在庁時間の短縮も図れるなど、新たな窓口サービスに取り組みました。

イ 学生納付特例申請環境の改善

現在、本市には大学が5校、専門学校が2校と学校数が多く、学生の在住率も高い。

そのため、学生が年金手続きに多数来庁する。ただし、申請手続きは、住民基本台帳がある市町村で行うため、吹田市外から通学している学生、他府県に住民基本台帳を置いたまま入学した学生は吹田市で年金の手続きができない。

そのため、令和3年度より新たな取組として、各大学に国民年金に関する関係書類、申請封筒を配置していただくとともに、申請書類の記載説明動画を市のホームページで配信し、学生の方が24時間どこからでも申請できる環境改善に取り組んだ。

また、住民基本台帳が吹田市以外の学生の方についても、日本年金機構と連携を図り、申請の受付を可能とする取組を併せて行った。

非核平和都市宣言関連事業

本市では、従来から平和の理念を基調にまちづくりを進めており、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を願う市民の声の高まりの中で、昭和58年(1983年)8月1日、市議会の議決を経て「非核平和都市宣言」を行った。以来、毎年各種啓発事業を実施してきた。

令和3年度(2021年度)事業

市民平和のつどい2021(非核平和資料展、平和に関する催し(伝統芸能)、こども劇場、夏休み特選映画劇場)

※非核平和資料展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

平和祈念資料館企画展

平和祈念資料館・平和映画会

平和祈念黙とう(8月6日、9日、15日)

平和祈念資料館

戦時中の記録写真や市民から寄贈された国民生活や軍隊に関する実物資料の展示、平和に関する書籍の配架のほか、学校などに対して資料の貸出しを行っている。

平和に関する資料、情報を広く市民の利用に供し、語り部を始め様々な事業を通して平和の尊さや戦争の悲惨さを伝え、平和に対する意識の高揚を図る。

位 置 津雲台1丁目2番1号(千里ニュータウンプラザ8階)

延べ床面積 300 m²

開設年月日 平成4年(1992年)10月25日(平成24年(2012年)9月3日に現在地へ移転)

利用時間 10:00~18:00

休館日 月曜日、祝日(ただし、その日が月曜に重なるときは、その翌日も)、年末年始

令和3年度(2021年度)展示内容

常設展 戦争に関する記録写真・実物資料

企画展 (夏)「特攻」~この空の向こう側へ~

(冬)「ヒロシマ」~復興と平和への誓い~

利用者 令和3年度(2021年度)利用者 3,086人

人 権

憲法や世界人権宣言にうたわれている基本的人権の尊重の理念に基づき、差別のない社会が一日でも早く実現するよう、男女共同参画や子供、高齢者、障がい者、同和問題を始め、社会環境の変化に伴い顕在化してきたインターネットにおける人権侵害や性的マイノリティの人権など様々な人権課題の解決を目指し、人権意識の高揚を図るなど、人権に関わる事業を展開している。

1 人権施策推進本部の設置

施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内推進体制として、人権施策推進本部を設置している。推進本部には本部会（総合的な企画及び調整機能）と幹事会（施策推進のための連絡調整機能）を設け、施策の推進に努めている。

2 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行い、市町村で事務局を担っている。

吹田地区での活動・・・人権相談、人権の花運動、人権教室

3 人権啓発推進協議会

地域に密着した啓発活動への取組が進められている吹田市人権啓発推進協議会の各地区委員会に対して、より一層の活動の充実と円滑な運営を図るための支援を実施した。

4 令和3年度(2021年度)事業

- ・憲法制定記念事業 「憲法と市民のつどい」、「パネル展」
- ・人権週間啓発事業 「人権フェスティバル」、「パネル展」、「人権カレンダー作製」、「人権啓発標語入り物品配布」
- ・市民ひゅーまんセミナー（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- ・人権啓発パネル展

交 流 活 動 館

施設の概要

開設年月日	昭和46年(1971年)8月14日
位 置	岸部中1丁目22番2号
目 的	基本的人権尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進を目指し、全ての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。
敷地面積	2,190.7 m ²
建築面積	723.0 m ²
延べ床面積	1,862.5 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 会議室(3)、学習室(3)、相談室、実習室、和室(3)、図書室、事務室(3)、研修室、ホール
利用時間	9:00~22:00(月曜日~金曜日)、9:00~17:00(土曜日)
休館日	日曜日、祝日、年末年始

男女共同参画

1 男女共同参画推進条例

平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けるとともに、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に取り組むことを、国、地方公共団体及び国民に求めている。

市では、平成14年(2002年)10月に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働して取組を進めるための基盤となるものとして、「男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例は、男女の人権の尊重など五つの基本理念、市・市民・事業者の責務、性別による権利侵害等の禁止、公衆に表示する情報に関する留意、男女共同参画計画の策定等の市の基本的施策、男女共同参画審議会の設置などについて定めている。これらにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。

2 すいた男女共同参画プラン

男女共同参画推進条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を平成15年(2003年)に策定し、取組を評価・統括し、5年ごとに計画を見直している。平成30年(2018年)には第4次計画となる「第4次すいた男女共同参画プラン」を策定し、今後も引き続き計画的な事業の推進を図っていく。

第4次プランでは、Ⅰ～Ⅴの五つの基本方向、23の基本課題を設定しているが、国においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成28年(2016年)4月1日施行)」が施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けて新たな段階へ進むための構成としている。「吹田市DV防止基本計画」については、第3次プランから引き続きDV防止に積極的に取り組むとしているほか、行政と市民・事業者が協働するために市の施策と併せて市民の取組も示している。また、計画的に事業を実施するために、計画推進の指標を設定している。

3 男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的な推進を図るために庁内推進体制として、男女共同参画推進本部を設置している。推進本部には本部会(基本事項の決定及び総合調整機能)と幹事会(施策推進のための連絡調整機能)を設け、男女共同参画推進条例及びすいた男女共同参画プランに基づき施策の推進に努めている。

4 政策決定の場への女性の参画促進

審議会等への参画を促進するために、参画状況を調査するとともに、市における政策立案過程や審議会等への女性の参画拡大に取り組んでいる。

5 啓発事業の実施

市民向け啓発事業の一つとして、「女と男のい^{ひと}いき^{ひと}ライフ」(年1回市報の特集記事)を発行した。また、中学2年生向け啓発冊子「エール」を配布し、啓発した。

ドメスティック・バイオレンス(DV)防止のためのパンフレットとカードを発行し、市内公共機関、医療機関等に配布し、情報提供に努めた。

6 男女共同参画苦情等処理委員制度

男女共同参画推進条例に基づき、市が実施する男女共同参画の推進及び推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や性別による人権侵害についての相談の申出を、公正・中立な立場で処理するための「男女共同参画苦情等処理委員」を設置し、弁護士等3名が対応している。

7 ダブルリボンプロジェクト基金積立事業

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待の防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市が考案したW（ダブル）リボンマークをシンボルにした。DVや児童虐待など「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンバッジの販売や、連続講座などの「Wリボンプロジェクト」を実施しているが、その財源として平成26年（2014年）3月に「ダブルリボンプロジェクト基金」を創設し、この基金にバッジの売上げの一部や、事業者、市民の皆様からの寄附金などを積み立てている。また、Wリボンマークを使用して活動を広げていただくために、Wリボンマークの使用申請を受け付けている。

男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設であり、教育センターとの複合施設である。

1 施設の概要

位 置	出口町 2 番 1 号		
敷 地 面 積	1, 426. 93 m ²	建築面積	799. 00 m ²
延 べ 床 面 積	2, 847. 67 m ² （うち男女共同参画センター2, 061. 55 m ² ）		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建		
	地階	工芸室・実験室	
	1 階	事務室・印刷室・相談室・情報ライブラリー・懇話室・第 2 会議室・和室・保育室・実技研修室・生活科学室	
	2 階	研修室・第 1 会議室・視聴覚室	
開 設 年 月 日	昭和62年(1987年) 6 月 1 日		
	平成 5 年(1993年)10月 1 日	婦人会館から女性センターへ名称変更	
	平成14年(2002年)11月 1 日	男女共同参画センターへ名称変更し、所属を教育委員会社会教育部から人権部(現市民部)へ変更	
工 費	553, 519 千円（総工事費 782, 100 千円のうち男女共同参画センター部分）		

2 施設の利用状況

男女共同参画の推進と女性の社会的活動の場として、多くの団体・サークルに利用され、令和3年度(2021年度)は2,934件、延べ利用者3万2,167人に達している。学習や会議での利用を始め、男性グループの料理や女性の大工サークルの活動等に利用されている。

3 主催事業等

男女共同参画を進めるために、講座・研修会の開催等様々な事業を実施している。意識啓発講座、社会参加促進支援講座、講演会、DV防止対策講座など、令和3年度（2021年度）は80講座132回を開催し、延べ5,171人の参加があった。また、市民と協働し、男女共同参画を推進するための、男女共同参画推進員（参画スタッフ）制度を設け、スタッフ活動中や講座中の保育や男女共同参画に係る情報収集、発信の活動を行っている。また、センターだより「ソフィア」の企画・編集等の活動を行っている。

情報ライブラリーにおいては、図書資料21,833冊（令和3年度（2021年度）末現在）、逐次刊行物、行政資料、視聴覚資料等を収集・提供し、インターネットでの蔵書の検索・予約を実施している。貸出登録者は4,535人（同）で、令和3年度（2021年度）の図書の貸出しは2,826冊であった。

また、相談業務としては、電話相談を週4回、面談で行う悩みの相談室を月4回、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談を月4回、法律相談を月1回、いずれも女性を対象に実施している。令和4年6月からは、男性相談員による男性を対象とした電話相談も月2回実施している。

相談業務実施状況

（単位：件）

相談種類	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
電話相談	396	425	629
悩みの相談	141	149	153
D V 相談	103	116	120
法律相談	58	44	55
合計	698	734	957

市 民 自 治

1 吹田市自治基本条例

地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念と市民自治の運営原則を明確にするとともに、市政運営の基本的なルールを定めることを目的として、「吹田市自治基本条例」を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行している。

2 吹田市市民自治推進委員会

平成19年(2007年)1月1日に、吹田市自治基本条例に基づいて、「吹田市市民自治推進委員会」を設置し、市民参画及び協働の取組について進行管理を行っている。

現在、同委員会の定数は、地方自治に関し識見を有する者が5人、公募による市民が3人の合計8人の委員で構成されており、各委員の任期は、令和3年(2021年)7月1日から2年間である。

3 吹田市民の意見の提出に関する条例（通称：パブリックコメント条例）

吹田市自治基本条例に基づいて、市が重要な条例などを定める場合に、その素案や資料を公表して市民に意見を求め、寄せられた意見を十分に考慮して意思決定する、いわゆるパブリックコメント制度を整備するため、「吹田市民の意見の提出に関する条例」を平成21年(2009年)3月31日に制定し、同年7月1日から施行している。

4 自 治 会 令和3年(2021年)4月1日現在

(1) 結 成 数

地区連合自治会…34団体、単一自治会…557団体

(2) 加 入 状 況

加入世帯数…8万1,568世帯、総世帯数…17万7,156世帯、加入率…46.0%

(3) 補 助 金…吹田市自治会活動補助金、吹田市自治会加入促進等活動補助金

自治会集会施設の整備

1 補助の内容

集会施設を整備するとき及び集会施設の建物、敷地の貸借料を支払ったときに補助金を交付する。ただし、延べ床面積はおおむね30㎡以上を基準とし、敷地は自治会所有又は貸借契約をしているもの（所有者の同意要）であること。

補助金の額は次表のとおりである。

令和4年（2022年）4月1日現在

区別	補助対象となる自治会	補助対象	補助率	補助限度額
新築	認可自治会	集会施設を新築する事業	4分の3	1,000万円
購入		集会施設を購入する事業		1,000万円
増改築		集会施設を増改築する事業		1,000万円
修繕等	区分所有自治会	集会施設を修繕する事業 (認可自治会と同等の要件を有する自治会で、市長が特に必要と認める修繕を含む) (ただし、区分所有自治会は、限度額50万円)		200万円
	自治会	集会施設を修繕する事業のうち簡易な修繕		20万円
賃貸		集会施設の建物・敷地にかかる事業		年額 60万円
バリアフリー		集会施設におけるバリアフリー化設備を保守する事業		5万円

2 補助の実績

区 分 年 度	新 築 (件)	購 入 (件)	修 繕 (件)	家賃・地代 (件)	補 助 額 (千円)
令和元(2019)	0	0	4	10	4,678
〃 2(2020)	2	0	5	10	24,425
〃 3(2021)	0	0	2	10	6,339

市民公益活動

1 吹田市市民公益活動審議会

吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づき、平成14年(2002年)7月に吹田市市民公益活動審議会を設置し、市民公益活動の促進に関する基本的な方針や施策などの審議を行ってきている。令和3年度(2021年度)は延べ2回開催し、市民公益活動の支援などについて審議が行われた。

2 市民公益活動各種補助金

(1) 市民公益活動促進補助金

市民公益活動団体を積極的に支援し市民公益活動の更なる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体に取り組む事業に必要な経費の一部を補助している。令和3年度(2021年度)は5団体に総額185,238円を交付した。

(2) 市民公益活動センター使用料補助金

市民公益活動の活動拠点となる市民公益活動センターが使用しやすくなることで、市民公益活動が更に活発となり市民力の強化につながることを目的に、市民公益活動団体が、市民公益活動センター会議室を使用した使用料の一部を補助している。令和3年度(2021年度)は21団体に総額377,900円を交付した。

3 市民公益活動センター（ラコルタ）

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 499.00㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主な施設 貸事務ブース、貸ロッカー、会議室、印刷室、交流スペース

利用状況 (単位：人)

年 度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
利用者数	59,147	20,180	27,755

施設の目的 市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的として設置した施設で、市民公益活動に関する相談、情報収集や情報提供、人材育成等の総合的な支援を行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、行政等の交流、連携を図っている。また、会議室、事務ブース等の貸出しや交流スペース等の開放により市民公益活動団体を支援している。

管理運営 NPO法人市民ネットすいたを指定管理者としている。指定期間は令和4年(2022年)4月1日から5年間。

4 情報提供

市民公益活動に対する理解を深めてもらうため、市内を中心に活動する市民公益活動団体やボランティアグループの活動情報をまとめラコルタホームページで公開するとともに、冊子「市民公益活動団体ガイドブック」として2年に1回発行している。

5 市民活動災害保障制度及び見舞金制度

自治会やボランティア団体等の市民活動団体が、市民活動中の偶然の事故によりけがをした場合などに備えて市が一括して加入している保険で、令和3年度(2021年度)の事故報告件数は66件で、保険金総額68万2,799円(令和4年(2022年)6月17日現在)が支払われた。

また、平成22年(2010年)7月1日から、市民活動中に心疾患、脳出血などの疾病を発症又は悪化させ、死亡したり重度の障がいの状態になった場合に、市が見舞金を支給する制度を創設し、平成27年度(2015年度)に、1件30万円、令和元年度(2019年度)に、1件50万円の見舞金を支給した。

千里市民センター

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 667.19㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主 な 施 設 大ホール、多目的ルーム

利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
利用者数	107,579	17,132	43,426

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

経 過 昭和53年(1978年)4月1日に開設した千里市民センターは、平成24年(2012年)9月から千里ニュータウンプラザに移転した。

管 理 運 営 多目的ルームは吹田南千里PFI(株)がPFI事業により運営し、大ホールは(株)東急コミュニティーが委託により運営している。

岸部市民センター

位 置 岸部南 1 丁目 4 番 8 号
 敷 地 面 積 823.23m²
 建 築 面 積 411.87m²
 延べ床面積 979.23m²
 構造・規模 鉄筋コンクリート造 3 階建
 開設年月日 平成 2 年(1990年) 5 月 18 日
 主 な 施 設 多目的ホール、会議室、研修室、音楽室、和室、クラフト室
 利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
利用 者 数	71,546	29,023	29,317

施 設 の 目 的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管 理 運 営 大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体を指定管理者としている。指定期間は令和 2 年(2020年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025年) 3 月 31 日まで。

豊一市民センター

位 置 垂水町 1 丁目 53 番 7 号
 敷 地 面 積 540.25m²
 建 築 面 積 319.33m²
 延べ床面積 627.70m²
 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2 階建
 開設年月日 平成 5 年(1993年) 4 月 1 日(平成10年(1998年) 5 月 16 日建て替え再オープン)
 主 な 施 設 多目的ホール、会議室、音楽室、和室
 利 用 状 況 (単位：人)

年 度	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
利用 者 数	49,420	17,353	23,813

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体を指定管理者としている。指定期間は令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで。

千里丘市民センター

位 置 千里丘上14番37号

敷地面積 2,069.24㎡

建築面積 823.32㎡

延べ床面積 1,495.96㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 平成8年(1996年)4月10日

主な施設 多目的ホール、会議室、音楽室、会議室兼練習室、和室、クラフト室

利用状況 (単位：人)

年 度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
利用者数	97,854	48,215	59,158

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体を指定管理者としている。指定期間は令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで。

山田ふれあい文化センター

位 置	山田東1丁目28番9号
敷地面積	1,493.58㎡
建築面積	718.12㎡
延べ床面積	1,453.20㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
開設年月日	平成5年(1993年)5月23日
主な施設	多目的ホール、会議室、練習室、和室、クラフト室
利用状況	(単位：人)

年 度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
利用者数	69,528	22,711	36,006

施設の目的 集会、文化活動等の用に供することにより、市民相互の交流・ふれあい並びに市民の文化の振興及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト・国際ライフパートナー共同事業体を指定管理者としている。指定期間は令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで。

地区市民ホール

名 称	位 置	敷地面積 (㎡)	延 べ 床面積 (㎡)	構 造	開設年月日
佐竹台市民 ホール	佐竹台 2 丁目 5 番 1 号	640.72	613.19	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 4 月
高野台市民 ホール	高野台 1 丁目 6 番 1 号	582.83	557.65	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 7 月
津雲台市民 ホール	津雲台 4 丁目 1 番 1 号	527.92	502.08	R C 造一部 S 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 4 月
桃山台市民 ホール	桃山台 2 丁目 5 番 5 号	1,097.39	513.09	R C 造 2 階地下 1 階建(内 1 階の 一部と 2 階)	昭和51年 (1976年) 4 月
竹見台市民 ホール	竹見台 3 丁目 5 番 3 号	950.00 (児童センター併設)	250.02	R C 造 2 階建(内 1 階の一部)	昭和51年 (1976年) 8 月
古江台市民 ホール	古江台 2 丁目 10 番 21 号	365.69	337.15	R C 造 2 階建	昭和51年 (1976年) 8 月
青山台市民 ホール	青山台 2 丁目 1 番 20 号	340.00	265.38	R C 造平屋建	昭和51年 (1976年) 4 月
藤白台市民 ホール	藤白台 2 丁目 9 番 1 - 114 号	5,896.73	532.74	R C 造 5 階地下 1 階建(内 1 階の 一部)	昭和51年 (1976年) 7 月

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
利 用 者 数	116,476	26,309	56,526

施 設 の 目 的 地域住民の集会等の用に供し、市民の文化及び福祉等の向上を図る。

管 理 運 営 地域住民で組織された「地区市民ホール運営委員会」を指定管理者としている。

指定期間は令和 3 年(2021年) 4 月 1 日から令和 8 年 (2026年) 3 月 31 日まで。

内本町コミュニティセンター

位 置	内本町 2 丁目 2 番12号
敷 地 面 積	1,355.68m ²
建 築 面 積	794.26m ²
延べ床面積	2,233.62m ²
構 造 ・ 規 模	東館 鉄骨造地下 1 階地上 4 階建 西館 鉄骨造地上 3 階建
	2 階部分で渡り廊下で連結
開 設 年 月 日	平成 8 年(1996年) 6 月12日
主 な 施 設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室
利 用 状 況	(単位：人)

年 度	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
利 用 者 数	71,977	19,437	26,597

施 設 の 目 的	文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。
管 理 運 営	吹田市 J R以南コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和 3 年(2021年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月31日まで。

亥の子谷コミュニティセンター

位 置	山田西 1 丁目26番20号
敷 地 面 積	2,000.01m ²
建 築 面 積	1,014.33m ²
延べ床面積	2,389.03m ²
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 3 階建
開 設 年 月 日	平成11年(1999年) 3 月 1 日
主 な 施 設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室、喫茶コーナー

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和元（2019）	令和 2 （2020）	令和 3 （2021）
利 用 者 数	52,828	19,154	27,629

施 設 の 目 的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管 理 運 営 吹田市亥の子谷コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和 3 年(2021年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月31日まで。

千ーコミュニティセンター

位 置 原町 2 丁目12番 2 号

敷 地 面 積 513.61㎡（公民館併設）

建 築 面 積 253.37㎡

延べ床面積 237.09㎡

構 造 ・ 規 模 鉄筋コンクリート造地上 3 階建

開 設 年 月 日 平成26年（2014年）11月16日

千一地区公民館の移転・新築に伴い整備し、3 階建ての複合施設 3 階部でコミュニティセンターを開設。

主 な 施 設 多目的ホール、コミュニティスペース

利 用 状 況

(単位：人)

年 度	令和元（2019）	令和 2 （2020）	令和 3 （2021）
利 用 者 数	6,702	1,548	2,142

施 設 の 目 的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管 理 運 営 吹田市千里コミュニティ協議会を指定管理者としている。
指定期間は令和 3 年(2021年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月31日まで。

千里山コミュニティセンター

位 置 千里山霧が丘22番1号

敷地面積 2,283.57㎡

建築面積 1,816.32㎡

延べ床面積 920.54㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階建

開設年月日 平成27年（2015年）4月11日

B i V i 千里山の3階一部を区分所有し、コミュニティセンターを開設。

主な施設 多目的ホール、会議室、創作室、料理実習室、和室、コミュニティスペース

利用状況 (単位：人)

年 度	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
利用者数	57,975	17,400	23,547

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 千里山コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで。

すいたストップDVステーション（DV相談室）

平成23年（2011年）4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を設置し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するなど、総合的なDV防止対策事業を実施している。

相談業務実施状況 (単位：件)

年 度	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
相談件数	552	857	643